

○国土交通省告示第千八十二号

福岡空港の施設に変更を加えたいので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第三十八条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年十月三十日

国土交通大臣 石井 啓一

一 設置者の氏名及び住所 国土交通大臣 東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

二 空港の名称及び位置 福岡空港 福岡県福岡市

三 変更しようとする事項（変更前の事項については、昭和四十七年運輸省告示第四百四号、同年運輸省告示第百十号、昭和五十九年運輸省告示第百五十九号、平成七年運輸省告示第五百九十四号、平成十四年国土交通省告示第千百二十号、平成二十三年国土交通省告示第二百五十四号及び平成二十七年国土交通省告示第五百四号を参照）

イ 空港の範囲 第一図のうち、一点鎖線で囲まれた部分

ロ 空港の総面積 三百四十八万二千二百十八平方メートル

ハ 着陸帯 着陸帯を着陸帯Aとし、着陸帯Bを新設する。

着陸帯B

(1) 等級 B級

(2) 範囲 第一図及び第二図のうち、イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線で囲まれた区域（長さ二千六百二十メートル、幅百五十メートル）

ニ 滑走路 滑走路を滑走路Aとし、滑走路Bを新設する。

滑走路B

(1) 長さ 二千五百メートル

(2) 幅 六十メートル

(3) 方位 北二十九度四十五分三十六秒西（真方位）

(4) 強度 単車輪荷重四十三トン

(5) 舗装の種類 アスファルトコンクリート舗装

ホ 誘導路

(1) 延長 七千九百九十六メートル

(2) 幅 二十三メートル、二十六・五メートル、二十八・五メートル、三十メートル、三十二メートル及び三十四メートル

ヘ エプロン

面積 五十四万三千九百七十平方メートル

ト 変更しようとする進入区域、進入表面及び転移表面

(1) 進入区域

着陸帯Bの進入区域 第二図のうち、イ、ロ、へ、ホ及びイ並びにハ、ニ、チ、ト及びハの各点をそれぞれ順次に結んだ線で囲まれた台形の区域

(2) 進入表面

着陸帯Bの進入表面 第二図のうち、着陸帯Bの短辺（イロ及びハニ）に接続し、かつ、水平面に対し上方へ四十分の一のこう配を有する平面であつて、その投影面が進入区域と一致するもの

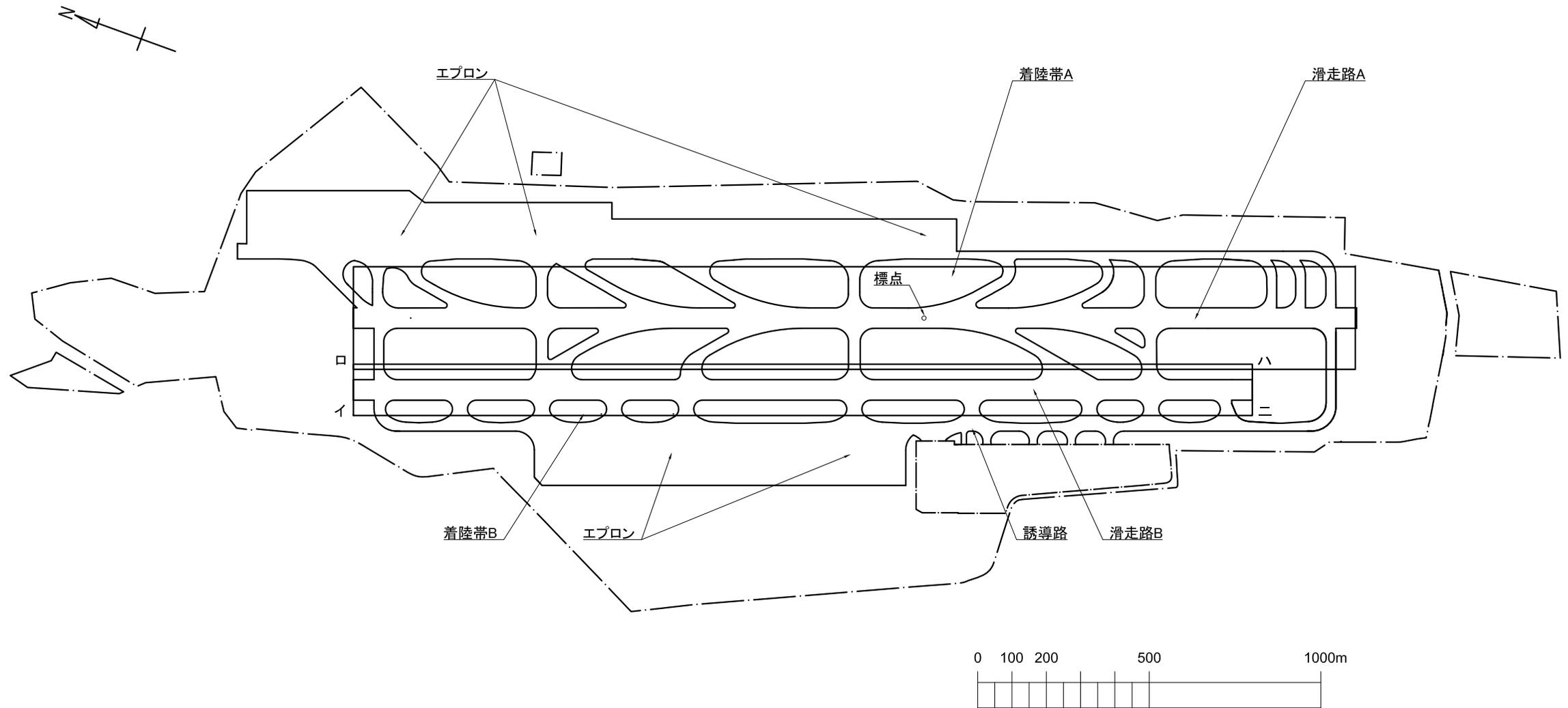
(3) 転移表面

着陸帯Bの転移表面 第二図のうち、進入表面の斜辺（イホ'及びニチ'並びにロへ'及びハト'）を含む平面及び着陸帯の長辺（イニ及びロハ）を含む平面であつて、着陸帯の中心線を含む鉛直面に直角な鉛直面との交線の水平面に対すべくこう配が進入表面又は着陸帯の外側上方へ七分の一であるもののうち、進入表面の斜辺を含むものと当該斜辺に接する着陸帯の長辺を含むものとの交線（イヨ及びニカ並びにロヌ及びハル）、これらの平面と水平表面を含む平面との交線（タヨ、ヨカ及びカワ並びにリヌ、ヌル及びルヲ）及び進入表面の斜辺（イタ及びニワ並びにロリ及びハヲ）又は着陸帯の長辺（イニ及びロハ）により囲まれる部分

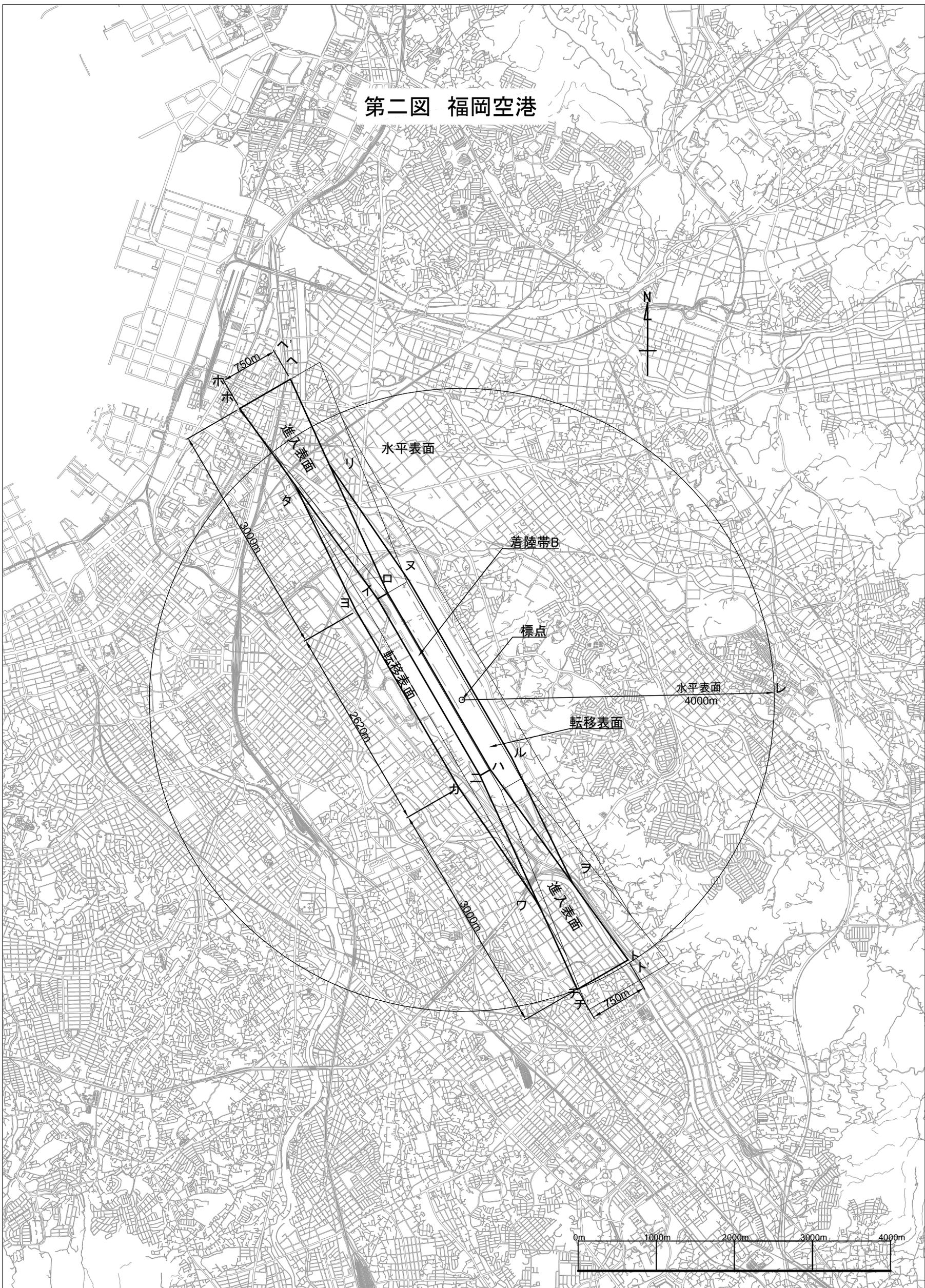
四 変更しようとする事項に係る施設の供用開始の予定期日 平成三十七年三月三十一日

(注) 空港の範囲を示す詳細図を大阪航空局福岡空港事務所において縦覧に供する。

第一図 福岡空港



第二図 福岡空港



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。
(承認番号 平27情使、第460号)